

令和7年度 第3回教育委員会 議事録

会議次第

- ☐ 日 時：令和7年6月4日（水） 午後3時
- ☐ 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 小会議室
- ☐ 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）橋本茂子
（教育委員）川原 悟
（教 育 長）山口 厚 （教育次長）岡田半二郎 （総務係長）川本晃弘
- ☐ 欠席者：（教育委員）中里知子
- ☐ 教育長挨拶
- ☐ 議題
- （1）議事録の承認について

（2）議案審議

- 議案第4号 東彼杵町社会教育委員の委嘱について
- 議案第5号 東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 議案第6号 東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について
- 議案第7号 東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第8号 東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱について

（3）報告事項

- ① 令和7年度就学援助の認定状況について
- ② 5月行政報告
- ③ 6月行事予定

（4）その他

- ・ 県市町教育委員会合同研修会の感想等について
- ・ 東彼杵町教育委員会学校訪問日程について
- ・ 教育週間訪問日程確認について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 午後 3 時

教育長挨拶

学校、教育委員会の 5 月期の状況報告として、ベネッセミライシードアワード実践事例集掲載の紹介、中学校での郡中体連 5 競技団体優勝の成果報告や小学校の合同修学旅行に関する懸案事項対策状況など、また学校支援員の充足、不登校いじめ対策に係る自立適応支援教室 SC 配置や全員面談の実施の紹介、その他社会教育に係る関連事業・講座等の実施状況などを報告し、挨拶を行う。

議題

（１）議事録の承認について

教育次長

先に送付していましたが 3 月 5 日開催の令和 6 年度第 1 2 回定例教育委員会議事録の確認をお願いし、その結果、山口教育委員から字句誤りの修正等の指摘あったことを報告し、修正部分を口頭で説明を行い修正した。

その他には、修正等の意見等もなく、その修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正内容をもって、承認を受ける。

（２）議案審議

●議案第 4 号 東彼杵町社会教育委員の委嘱について

教育長

審議の前にお諮りします。議案第 4 号から議案第 8 号は、審議内容に個人情報を含みますので、会議を非公開とし、議事録に審議内容の詳細を記載することを省略したいと考えますが、ご異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

議事録の省略について、「異議無し」と了承を頂きましたので、詳細な記載を省略することと致します。

これから、議案の審議を行います。

議案第 4 号、東彼杵町社会教育委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第4号、東彼杵町社会教育委員の委嘱について説明します。

東彼杵町社会教育委員条例第2条の規定に基づき、次の者を社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

社会教育委員の選任にあつては条例第2条の規定により選任区分があり、学校教育関係、社会教育関係、家庭教育関係者を選任することになります。

学校教育関係者では、学校長会、社会教育関係者においては、彼杵婦人会、東彼杵町文化協会、東彼杵町老人クラブ連合会、東彼杵町自治公民館連絡協議会、東彼杵町PTA連合会、東彼杵町体育協会からの計6名、また家庭教育関係者では、東彼杵町青少年健全育成町民会議からで計8名を選任しています。

選任する者は、選任区分の学校教育関係者で、学校長会、会長、吉永信一郎、再任。

選任区分の社会教育関係者では、彼杵婦人会、会長、高坂由美子、再任。

東彼杵町文化協会、事務局長、井手輝美、再任。

東彼杵町老人クラブ連合会、会長、山本明則、再任。

東彼杵町自治公民館連絡協議会、会長、滝川初夫、再任。

東彼杵町PTA連合会、会長、小玉大介、新任。

東彼杵町体育協会、副会長、山口 章、新任

最後に、東彼杵町青少年健全育成町民会議、副会長、朝長正明、再任。

以上です。

なお、委嘱の期間ですが、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

提案の理由は、東彼杵町社会教育委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱したいので本案を提出するものです。

説明は以上です。

教育長

これから質疑を行います。

川原委員

体育協会はスポーツ協会に名称が改称されていませんか。

教育次長

現在、郡はスポーツ協会に変更されていますが、本町では総会での規約改正の提案と議決を未だ受けていなかったと思います。

従いまして、今回までは体育協会として議案書に記載しています。

教育長

他に、質疑はありませんか。

(委員候補者に関する教育委員からの質疑内容は省略する。)

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑無しと認めます。

これから議案第4号、東彼杵町社会教育委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。提案のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第4号、東彼杵町社会教育委員の委嘱については、提案のとおり承認することに決定いたします。

●議案第5号 東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教育長

次に、議案第5号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第5号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、東彼杵町立学校給食共同調理場の設置に関する条例第4条第2項並びに、東彼杵町学校給食センター管理運営規則の規定に基づき、次の者を東彼杵町学校給食センター運営委員会に委嘱したいので教育委員会の承認を求めるものです。

提案の理由は、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱する必要がある、本案を提出するものです。

なお、選任にあたっては、規則の規程に基づき、小中学校長、PTA代表、学校医代表、議会代表、教育委員会職員と規定されており、当て職で選任を行っております。

従いまして、小中学校長では、千綿小学校校長、中路知恵、再任。彼杵小学校校長、吉永信一郎、再任。東彼杵中学校校長、正尾 敏、再任。

PTA代表では、千綿小学校PTA会長、竹川堅剛、新任。彼杵小学校PTA会長、小玉大介、新任。東彼杵中学校PTA会長、浦 広樹、新任。

学校医代表、山川医院院長、山川裕、再任。議会代表では東彼杵町議会議員、大安和義、再任。教育委員会職員、教育次長、岡田半二郎、再任。

委嘱の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

説明は以上です。

(委員候補者の内容については、詳細な説明及び記載を省略する。)

教育長

これから質疑を行います。

教育次長

補足説明として、これまで学校給食センター運営委員会は年2回の会議を行っていま

したが、令和４年度から給食費公会計化により、令和５年度以降から給食費単価を協議する年１回の会議となり、例年１月に開催を計画しています。

教育長

補足説明の件を含めて、何か質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑無しと認めます。

これから議案第５号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。提案のとおり承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議なし。

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第５号、東彼杵町学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、提案のとおり承認することに決定いたします。

●議案第６号 東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について

教育長

次に、議案第６号、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

第６号議案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

第６号議案、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱について、東彼杵町歴史民俗資料館条例施行規則第１７条第２項の規定に基づき、次のものを東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

１．委嘱する者の氏名ですが、選任区分が学校教育で、東彼杵町学校長会、会長、吉永信一郎、再任。

次に、選任区分が行政機関職員で、東彼杵町産業振興課、課長、小林竹哉、新任。

最後に、規則第１７条第５項の規定に基づく特別委員として、道の駅彼杵の荘、駅長、岡崎省三、再任、以上です。

委嘱の期間は、令和７年４月１日から令和９年３月３１日までの２年間です。

なお、ここで議案書の議案提案日の修正をお願いします。

令和７年４月１日提出を、本日の令和７年６月４日に修正ください。

また、提案理由は、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱したいので、本案を提出するものです。

説明は、以上です。

教育長

これから質疑を行います。ご質問等あればお願いします。

(委員候補者に関する教育委員からの質疑内容は省略する。)

山口委員

特別委員の第17条第5項とはどのような委員になりますか。

教育次長

特別委員とは、本規則第17条第5項において、教育委員会は特別の事項を審議する必要があるときは、特別の委員を委嘱することができるとあります。

資料館は、ご承知のように歴史公園「彼杵の荘」内に設置しており、また道の駅「彼杵の荘」の施設も公園内に併設されており、資料館運営の活性化には連携や協働的な欠かせない状況があります。

この為、道の駅彼杵の荘の代表者に協力をいただきたいと考えております。

川原委員

昨年資料館での企画展で、県美術作品展のイベントでは道の駅彼杵の荘との連携が取れていない事案がありましたが、資料館の企画展やイベントは、道の駅彼杵の荘との連携はどのようになっていますか。

教育次長

資料館運営委員会の定期的な開催が必要かと思いますが、現状、年1回の開催で終わっている状況です。

資料館からも道の駅の情報交流センターには情報を掲載していますが、全てを道の駅関係者に通知できていないところもありますので、今後、情報提供や周知には工夫と配慮を行いたいと考えます。

教育長

他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

これから議案第6号、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。議案第6号、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第6号、東彼杵町歴史民俗資料館運営委員会の委員の委嘱については、原案の通り承認することに決定いたします。

●議案第7号 東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱について

教育長

次に、議案第7号、東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案についての提案理由を求めます。

教育次長

議案第7号、東彼杵町教育支援委員会の委員の委嘱について、東彼杵町教育支援委員会規則第3条第2項の規定に基づき、次の者を東彼杵町教育支援委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

委嘱する者については、同規則第3条第2項第1号から第7号に掲げる関係職員で組織するとなっております。

よって、委嘱する者の氏名等は次の通りです。

東彼杵町立千綿小学校校長、中路知恵。

東彼杵町立彼杵小学校校長、吉永信一郎。

東彼杵町立東彼杵中学校校長、正尾 敏。

認定こども園つばさ園長、生田 真。

認定こども園やまだこども園園長、明時千枝子。

認定こども園ひまわりえん 園長、浦 静子。

長崎県立桜が丘特別支援学校校長、松尾徳男。

長崎県立川棚特別支援学校 校長、中村由美。

松村内科・消化器科院長、松村暢之。

東彼杵町こども健康課保健師、三根苑美。

児童発達支援センターなないろハウス施設長、明時裕介。

長崎県派遣ソーシャルワーカー S S W、堀江美紀。

東彼杵町立彼杵小学校指導教諭、安武賢一。

委嘱する期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間となります。

また、提案の理由は、東彼杵町教育支援委員会委員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱するものです。以上です。

教育長

これから質疑を行います。

(委員候補者に関する教育委員からの質疑内容は省略する。)

橋本委員

認定こども園ひまわりえん園長は代わられているのですか。

教育次長

今年4月1日で、新園長に交代されています。

教育長

他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

これから議案第7号、東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。議案第7号、東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第7号 東彼杵町教育支援委員会委員の委嘱については、原案の通り承認することに決定いたします。

●議案第8号 東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱について

教育長

次に、議案第8号、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱についてを議題とし、審議を行います。

本案についての提案理由を求めます。

教育次長

議案第8号、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱について、東彼杵町特別支援教育連携協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、次の者を東彼杵町特別支援教育連携協議会に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

なお、本協議会の設置目的については、要綱第1条において、発達障害を含む障害等のある特別な支援を要する幼児、児童及び生徒に対する総合的支援体制の整備を図るためと規定しています。

また、委嘱する者については、同要綱第3条第1項第1号から第6号に掲げる関係職員で組織するとなっております。

よって、委嘱する者の氏名等は次の通りです。

東彼杵町教育委員会教育長、山口 厚。

東彼杵町立彼杵小学校校長、吉永信一郎。

東彼杵町立千綿小学校校長、中路知恵。

東彼杵町立東彼杵中学校校長、正尾 敏。

長崎県立桜が丘特別支援学校校長、松尾徳男。

長崎県立川棚特別支援学校 校長、中村由美。

認定こども園つばさ園長、生田 真。

認定こども園やまだこども園園長、明時千枝子。

認定こども園ひまわりえん 園長、浦 静子。

児童発達支援センターなないろハウス施設長、明時裕介。

東彼杵町こども健康課課長、氏福達也。

東彼杵町立彼杵小学校指導教諭、安武賢一。

東彼杵町教育委員会教育次長、岡田半二郎。

委嘱する期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日の 2 年間となります。

修正をお願いします。

提案の理由に記載内容について、教育支援委員会委員を東彼杵町特別支援教育連携協議会会員に修正下さい。

提案の理由は、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の任期満了に伴い、改めて委員を委嘱するものです。以上です。

教育長

これから質疑を行います。

(会員候補者に関する教育委員からの質疑内容は省略する。)

山口委員

連絡協議会は、年何回実施されていますか。

教育次長

年 1 回の開催を行っています。

また、同要綱第 6 条に規定しています下部組織の特別支援教育コーディネーター担当者会、いわゆる実務者会議が年 2 回開催をしています。

山口委員

連絡協議会とコーディネーター担当者会との繋がりや関係性はどうなりますか。

教育次長

連絡協議会で年間計画を立てまして、特別支援教育コーディネーター担当者会の中で就学前の子どもたちの情報収集や現児童生徒に係る情報共有など行い、特別支援の対応や環境条件等を整理して、例年 1 1 月下旬の教育支援委員会へ諮る提案事項を整理する会議となります。

教育長

他に、質疑はありませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

質疑なしと認めます。

これから議案第8号、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱についての承認を求めます。

お諮りします。議案第8号、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議なしと認めます。

従いまして、議案第8号、東彼杵町特別支援教育連携協議会会員の委嘱については、原案の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 報告事項

① 令和7年度就学援助の認定状況について

教育次長

令和7年度就学援助の認定状況について、資料により制度概要及び援助する項目と扶助額、並びに今年度の認定件数などを報告する。

(資料により説明。)

山口委員

小学校の修学旅行費は、上限額22,690円となっていますが、今年度予定されている大阪万博への修学旅行費保護者負担額への対応はどうなりますか。

見込額は、町補助金を2分の1としても4万近くになるのではないのでしょうか。

教育次長

ご指摘のように、現状ではそのような状況・対応になります。

なお、支援の金額については、国が示す就学支援単価をそのまま準用して対応しています。

橋本委員

説明会では、このようなことを含めて説明がなされたのでしょうか。

教育次長

先の説明会では、要保護・準要保護児童就学援助制度を含めた説明までは行っていません。

山口委員

今回の6年生の中に該当者はいるのでしょうか。この点が気になりました。

(5) その他

① 令和7年度市町村教育委員会研究協議会について

教育次長

令和7年度市町村教育委員会研究協議会から教育委員会の教育長及び教育委員を対象とした研修の案内がきており、研修の機会として紹介する。

研修時期として、令和8年1月16日（金）開催のオンライン研修に参加する予定であり、時期をみて改めて案内することを報告する。

教育長

この研究協議会は、全国の教育委員会の教育長及び教育委員が参加されており、文科省からの説明、その後、研究分科会に分かれ、特別支援や不登校、または学校適正規模など個別のテーマで協議し、教育委員会の活性化や情報交換という趣旨で行われているものです。

今回の機会に教育委員の参加をお願いしたい。

② 教育週間中の学校参観の感想

教育週間中の学校参観について、教育委員から参観した学校での感想等の報告を受ける。

また、教育委員からの意見に、千綿小学校の教室内の摺りガラス窓については、防犯対策や教室内の学習状況が確認できる透明なガラスへの交換が必要ではとの意見があった。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を令和7年8月4日（月）15時から開催することに決定する。

15時31分 閉会

議事録署名

令和7年10月 / 日

教育委員

山口直登

教育長

山口厚

